第八百二条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第七百六十五条第二項の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかつたとき。

二　第七百六十六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三　第七百七十三条第三項、第七百七十六条第四項、第七百八十三条第一項又は第七百九十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第七百八十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五　第七百八十三条第三項又は第七百九十二条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

六　第七百九十三条第一項又は第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。

七　第七百九十三条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかつたとき。

八　第七百九十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八百三条　第七百六十七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則第十五条中第四十三項を削り、第四十四項を第四十三項とし、第四十五項から第四十八項までを一項ずつ繰り上げる。

第三条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号イ中「第九条の二第四項」の下に「、第九条の三の二第七項」を加え、「及び第七十条」を「、第六十九条の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第七十条」に改め、同号ロ中「（租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第七項、」を加え、「及び第百四十四条の二」を「、第百四十四条の二及び第百四十四条の二の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第四号の三中「第四号」を「第五号」に改める。

第五十三条第十五項中「第八十一条の十八第一項第四号」を「第八十一条の十八第一項第五号」に改める。

第七十四条の四第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第二百九十二条第一項第四号イ中「第九条の二第四項」の下に「、第九条の三の二第七項」を加え、「及び第七十条」を「、第六十九条の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第七十条」に改め、同号ロ中「（租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第七項、」を加え、「及び第百四十四条の二」を「、第百四十四条の二及び第百四十四条の二の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第四号の三中「第四号」を「第五号」に改める。

第三百二十一条の八第十五項中「第八十一条の十八第一項第四号」を「第八十一条の十八第一項第五号」に改める。

第四百六十七条第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第七百四十七条の五第一項中「次条」を「第七百四十七条の六」に改める。

第七百四十七条の五の次に次の一条を加える。

（特定徴収金の収納の特例）

第七百四十七条の五の二　地方団体は、特定徴収金の収納の事務については、政令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

2　前項の「特定徴収金」とは、法人の事業税その他の政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金のうち、納税義務者又は特別徴収義務者が総務省令で定める方法により納付し、又は納入するものをいう。

3　機構は、第一項の規定により行う前項に規定する特定徴収金（以下この項及び次条において「特定徴収金」という。）の収納の事務の一部を、政令で定めるところにより、特定金融機関等（第二十条の十一の二に規定する金融機関等のうち、特定徴収金の収納の事務を適切かつ確実に遂行することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものをいう。）に委託することができる。

第七百四十七条の六中「前条第一項」を「第七百四十七条の五第一項」に改め、「特定地方税関係通知」の下に「並びに前条の規定により行われる特定徴収金の収納」を加える。

第七百六十二条第二号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3)　第七百四十七条の五の二の規定

第七百八十六条第二項及び第七百八十八条第二項中「委託（」の下に「第七百四十七条の五の二第三項の規定によるものを除き、」を加える。

附則第四十八条中「第八十一条の十八第一項第四号」を「第八十一条の十八第一項第五号」に改める。

第四条　地方税法の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一項中「本条」を「この条」に、「によつて」を「により」に改め、同項第三号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第十七条の四第一項第一号中「決定によつて」を「決定により」に、「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に、「にあつては」を「には」に、「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第二十三条第一項第七号及び第九号中「三十八万円」を「四十八万円」に改める。

第二十四条第一項及び第五項中「によつて」を「により」に改め、同条第六項中「この節」の下に「（第五十三条第四十六項から第四十九項までを除く。）」を加え、同条第七項中「によつて」を「により」に改める。

第二十四条の五第一項中「によつて」を「により」に、「本款及び第二款」を「この款及び次款」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第三十四条第一項第十号の二中「百二十三万円」を「百三十三万円」に改め、同号イ(1)中「九十万円」を「百万円」に改め、同号イ(2)中「九十万円」を「百万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「八十三万一円」を「九十三万一円」に改め、同号イ(3)中「百二十万円」を「百三十万円」に改め、同条第二項中「道府県は、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、「三十三万円」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合　四十三万円

二　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合　二十九万円

三　当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合　十五万円

第三十四条第十項中「」とあるのは、「前年の」を「が」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額（」に改め、「規定する合計所得金額」の下に「をいう。以下この号において同じ。）が」と、「かつ」とあるのは「かつ、前年の」を加える。

第三十七条中「道府県は、」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、同条第一号イの表(7)の項中「が四十五万円」を「が五十五万円」に改め、同項(ii)中「四十万円」を「五十万円」に、「四十五万円」を「五十五万円」に改める。

第五十二条第二項第四号中「次条第十九項」の下に「及び第四十七項第一号」を加える。